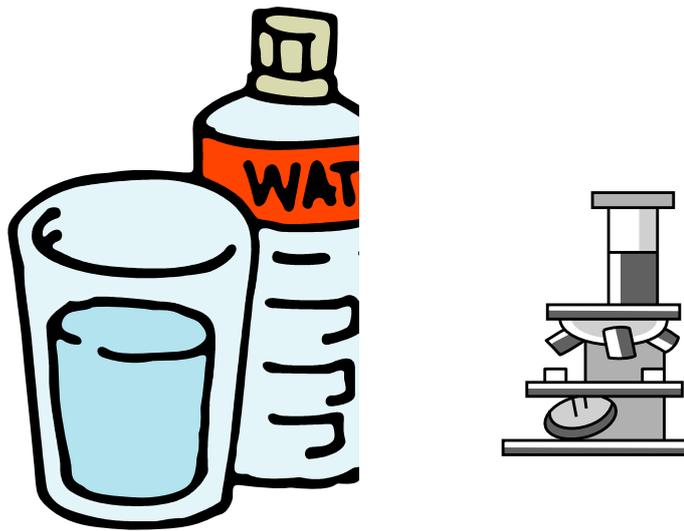


八 峰 町

令和3年度 水道水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

令和3年4月

目 次

1. はじめに	1
2. 基本方針	1
3. 水道事業の概要	2
(1) 給水規模	2
(2) 浄水施設	2
4. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	3
5. 水質検査項目及び検査頻度	5
(1) 定期検査項目と検査頻度（各水道共通）	5
(2) 毎日検査（各水道共通）	6
6. 水質検査の方法	6
7. 臨時、ならびに臨機の水質検査及び水質検査請求による水質検査	6
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法	6
9. その他	7
(1) 水質検査結果の評価	7
(2) 水質検査計画の見直し	7
(3) 水質検査の精度と信頼性保証	7
(4) 関係者との連携	7

表

表-1-1	八森地区簡易水道（八森地区）原水	8
表-1-2	八森地区簡易水道（観海地区）原水	9
表-1-3	八森地区簡易水道（岩館地区）原水	10
表-1-4	峰浜地区簡易水道（塙地区）原水	11
表-1-5	峰浜地区簡易水道（沢目地区）原水	12
表-2-1	八森地区簡易水道（八森地区）浄水	13
表-2-2	八森地区簡易水道（観海地区）浄水	14
表-2-3	八森地区簡易水道（岩館地区）浄水	15
表-2-4	峰浜地区簡易水道（塙地区）浄水	16
表-2-5	峰浜地区簡易水道（沢目地区）浄水	17
別添-1	定期検査項目と検査頻度及びその省略の可否	
別添-2	水質管理目標設定項目	
別添-3	水質管理目標設定項目の対象農業	

1. はじめに

水道法（昭和32年法律第177号）第4条に基づく水質基準（以下、単に「水質基準」という。）については、昭和33年に制定されて以来、その時々の化学的知見の集積に基づき、逐次改正が行われてきました。特に、平成4年の改正においては、基準項目をそれまでの26項目から46項目へと拡大するなど、全面的な見直しが行われ、水道水質管理の強化が図られました。

その後10年が経過し、臭素酸やハロゲン化酢酸など新たな消毒副生成物、クリプトスポリジウムなど耐塩素性の微生物による感染症、内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新たな問題が提起され、水道水質管理の充実・強化が求められるようになりました。このような状況を踏まえて、平成15年5月に新しい水質基準へと改正され、平成16年4月からはこの水質基準により水道水質の管理を行っていくこととなりました。平成20年4月からは消毒剤として使用される次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物である塩素酸が水質基準項目に追加され、平成21年4月からは有機物（全有機炭素(TOC)の量)の水質基準強化、シス-1,2-ジクロロエチレンからシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンへの変更、1,1-ジクロロエチレンの水質基準からの廃止（水質管理目標設定項目に位置づけ）、平成22年4月からカドミウム及びその化合物の水質基準強化、平成23年4月からトリクロロエチレンの水質基準強化、平成26年4月から亜硝酸態窒素が水質基準項目に追加されました。新たに平成27年4月からはジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質基準強化、令和2年4月からは六価クロム化合物の水質基準強化の改正がありました。

先の改正の中で、従来一律的に適用されていた水質基準について、各水道事業者は水源の状況、原水の質、浄水処理法などの状況に応じ、一定の条件のもとで検査項目や検査頻度を自ら定めることが出来ることとなりました。また、八森地区簡易水道（観海地区）の水源（原水）は表流水と湧水で供給していたところ、平成27年度以降は表流水のみの供給となっています。こうしたことから、八峰町では検査項目や検査頻度などについて、安全性・安定性及び効率性・合理性の両面から検討を行い、本水質検査計画を作成しました。

水質検査計画は年度毎に水質の状況や町民の要望を受けて見直すとともに公表し、今後とも信頼される水道水の供給に努めていくこととします。

2. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される給水栓（浄水）に加えて、水源（原水）で行います。
- (2) 検査項目は、毎日検査及び水道法で検査が義務付けられている水質基準項目について実施します。また、水質管理目標設定項目は必要な状況が発生した場合に実施します。
- (3) 検査頻度は、過去の検査結果、水源の状況、浄水方法、送・配・給水の状況、資機材の使用状況、薬品の使用状況等を考慮して決定します。なお、3年に1回以上まで検査頻度を緩和することが可能な検査項目について、安全性を確認するために検査頻度を年1回とします。
- (4) 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染対策として、引き続き原水の監視を行っていきます。

※クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査についてはろ過施設を有しない埴簡易水道（原水：湧水）のみ検査対象とし、検査は年3回（5月、11月、2月）とする。

3. 水道事業の概要

各水道事業の概要については次の表に示すとおりです。

(1) 給水規模（簡易水道既認可規模から）

名 称	計画給水 人 口 (人)	給水区域内 人 口 (人)	現在給水 人 口 (人)	計画一日 最大給水量 (m ³ /日)	計画一人一日 最大給水量 (リットル/日)
八森地区簡易水道	3,745	3,275	3,274	2,320	619
峰浜地区簡易水道	3,882	3,103	3,070	1,613	416

(2) 浄水施設

名 称	原水の 種別	浄水施設の種別		配水方式	実績一日 最大給水量 (m ³ /日)	実績一日 平均給水量 (m ³ /日)
		ろ過装置	滅菌			
八森地区簡易水道 (八森地区)	表流水	急速ろ過	塩素処理	自然流下	1,951.7	1,544.9
八森地区簡易水道 (観海地区)	表流水	急速ろ過	塩素処理	自然流下とポン プ圧送の併用		
八森地区簡易水道 (岩館地区)	表流水	緩速ろ過	塩素処理	自然流下とポン プ圧送の併用		
峰浜地区簡易水道 (塙地区)	湧水	無	塩素処理	自然流下	1,384.7	1,148.9
峰浜地区簡易水道 (沢目地区)	表流水 湧水	緩速ろ過	塩素処理	自然流下		

4. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

原水の状況

水源水質の汚染状況や環境条件及び汚染の動向等により、汚染要因となるものから水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

名 称	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
八森地区簡易水道 (八森地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・懸濁物質 ・土壌由来の金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・蒸発残留物 ・有機物（全有機炭素(TOC)の量) ・色度・濁度
八森地区簡易水道 (観海地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・懸濁物質 ・土壌由来の金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・塩化物イオン ・カルシウム、マグネシウム等（硬度） ・蒸発残留物 ・有機物（全有機炭素(TOC)の量) ・色度・濁度
八森地区簡易水道 (岩館地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・懸濁物質 ・土壌由来の金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・カルシウム、マグネシウム等（硬度） ・蒸発残留物 ・有機物（全有機炭素(TOC)の量) ・色度・濁度
峰浜地区簡易水道 (埜地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌由来の金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・色度・濁度
峰浜地区簡易水道 (沢目地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・懸濁物質 ・土壌由来の金属類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・蒸発残留物 ・色度・濁度

浄水の水質状況

送水、配水及び給水の方法や滞留時間等の違い、水道施設で使用される資機材により、水質管理上注目すべき項目を示しました。

送水、配水、給水の状況及び資機材の使用状況により注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般細菌・大腸菌 ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・銅及びその化合物 ・蒸発残留物 ・有機物（全有機炭素(TOC)の量) ・色度 ・濁度
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

浄水処理に用いる薬品の使用状況により、水質管理上注目すべき項目を示しました。

浄水処理に使用する薬品により注意すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミニウム及びその化合物 ・鉄及びその化合物 	
	消毒副生物	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素酸 ・クロロ酢酸 ・クロロホルム ・ジクロロ酢酸 ・ジブロモクロロメタン ・総トリハロメタン ・トリクロロ酢酸 ・ブロモジクロロメタン ・ブロモホルム

また、原水及び浄水の水質状況を別表-1-1～1-5、2-1～2-5 に示しました。

5. 水質検査項目及び検査頻度

各水道事業の検査項目及び検査頻度は、各水道事業とも次の表のとおりを実施します。

検査地点は原則として浄水は給水栓、原水は取水口付近とします。

(1) 定期検査項目と検査頻度（各水道共通）

項目 No.	水質基準項目	基準値	検査頻度		設定理由等
			原水	給水栓	
1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること	年 1 回	月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
2	大腸菌	検出されないこと		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※6
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※8
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※4
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	年 1 回	年 4 回	安全性を確認するために行います。※5
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	-	年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※7
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※7
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
26	臭素酸	0.01mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※7
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	年 1 回	年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※9
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※10
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※11
38	塩化物イオン	200mg/L 以下		年 4 回	概ね 3 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。※12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
40	蒸発残留物	500mg/L 以下		月 1 回	これらの物質を産出する藻類の繁殖に併せて検査します。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		年 4 回	安全性を確認するために行います。※13
42	ジェオスミン ※1	0.00001mg/L 以下	月 1 回	年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001mg/L 以下		年 1 回	安全性を確認するために行います。※5
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	年 1 回	月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
45	フェノール類	0.005mg/L 以下		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
48	味	異常でないこと		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
49	臭気	異常でないこと		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
50	色度	5 度以下であること		月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。
51	濁度	2 度以下であること	月 1 回	1 ヶ月に 1 回の検査とされている項目です。	
-	嫌気性芽胞菌	不検出 ※3	月 1 回	-	クリプトスポリジウムの指標菌です
-	大腸菌	陰性 ※3	月 1 回	-	クリプトスポリジウムの指標菌です

備考 ※1 の正式名：(4S, 4aS, 8aR) - オクタヒドロ - 4, 8a-ジメチルナフタレン - 4a(2H) - オール
 ※2 の正式名：1, 2, 7, 7 - テトラメチルピシクロ [2, 2, 1] ヘプタン - 2 - オール
 ※3 基準値は設定されていませんが、これらが検出されるとクリプトスポリジウムの存在が疑わしいこととなります。
 ※4 過去 3 年間の検査結果は、3 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※5 過去 3 年間の検査結果は、3 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 1 回の検査とします。
 ※6 埴地区及び沢目地区においては、過去の検査結果で基準値の 1/2 以上検出されたことがあるため、省令で定める検査頻度とします。なお、過去 3 年間の検査結果から、その他の検査地点においては 3 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※7 平成 27 年度から基準値が強化された項目のため、省令で定める検査頻度とします。
 ※8 令和 2 年度から水質基準が強化された項目のため、省令で定められた検査頻度とします。
 ※9 観海地区においては、過去の検査結果で基準値の 1/2 以上検出され、八森地区においては、過去 3 年間の検査結果で基準値の 1/5 以上検出されたことがあるため、省令で定める検査頻度とします。なお、過去 3 年間の検査結果から、岩館地区においては、1 年に 1 回の検査頻度まで省略可能、その他の検査地点においては 3 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※10 沢目地区においては、過去 3 年間の検査結果で基準値の 1/5 以上検出されたことがあるため、省令で定める検査頻度とします。なお、過去 3 年間の検査結果から、その他の検査地点においては 3 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※11 岩館地区においては、過去 3 年間の検査結果で基準値の 1/5 以上検出されたことがあるため、省令で定める検査頻度とします。なお、過去 3 年間の検査結果から、その他の検査地点においては 1 年に 1 回の検査頻度まで省略可能な項目ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※12 観海地区及び岩館地区においては、過去 3 年間の検査結果で基準値の 1/5 以上検出されたことがあるため、省令で定める検査頻度とします。なお、過去 3 年間の検査結果から、八森地区、沢目地区及び埴地区においては 1 年に 1 回の検査頻度まで省略可能ですが、安全性を確認するために年 4 回の検査とします。
 ※13 非イオン界面活性剤の定量下限値は基準値の 1/4 であるため、検査回数を定められた回数実施します。
 - 原水はシアン以外の消毒副生成物については検査を行いません。
 ■ は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2) 毎日検査（各水道共通）

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度
1	色	異常なし	毎日
2	濁り	異常なし	
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	

6. 水質検査の方法

八峰町では自ら検査を行う施設を有しておりませんので、水道法第20条により登録された検査機関へ検査を委託します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって実施します。なお、その他の項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって実施します。

7. 臨時、ならびに臨機の水質検査及び水質検査請求による水質検査

臨時ならびに臨機の水質検査については、供給する水が以下の理由により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施します。

- ①各水質検査結果が大きく変動したとき
- ②水源の水質が著しく悪化したとき
- ③水源に異常があったとき
- ④水源付近、給水区域及びその周辺で感染症等が流行しているとき
- ⑤浄水過程に異常があったとき
- ⑥送・配水管工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき又はその恐れがあるとき
- ⑦大規模地震発生により水道施設が著しく影響を受けたとき又はその恐れがあるとき
- ⑧水質汚染事故等により水源の水質に著しい影響を受ける恐れがあるとき
- ⑨検査結果に不明な点（疑義等）が発生した場合
- ⑩その他特に必要があると認められるとき

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査については、本町水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページ上に掲載し、併せて役場で閲覧できるようにします。

9. その他

(1) 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価については、水質基準適合判定をしていきます。

水質基準は、供給される水が満たすべき水質上の要件であり、水質検査の結果が水質基準を超えないよう水質管理に万全を期しますが、水質基準を超える恐れがある場合又は異常値を示した場合には、直ちに原因究明を行うとともに、臨時ならびに臨機の水質検査等を行うこと等により、水質基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じていきます。なお、水質検査の結果に異常があると認められる場合には、直ちに再検査を実施するものとします。

(2) 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しについては、検査結果、水源状況、加えて検査の委託先である分析機関、秋田県等各種関係機関との協議事項についても反映させるものとします。さらに、町民の意見・要望等を反映させた最適な検査計画策定に努めていきます。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証

信頼性の高い水質検査のために、検査の委託先である分析機関の精度管理体制を厳しく審査します。なお、分析機関が実施する外部及び内部精度管理は以下のとおりです。

- ・国等が行う精度管理（外部の団体が分析機関に対して行う検査精度のチェック）
 - 厚生労働省が実施するもの〈年1回〉
 - 全国給水衛生検査協会が実施するもの〈年1回〉
- ・委託先が行う精度管理（分析機関が内部で自主的に行う検査精度のチェック）
 - 自主検査〈年1回〉
- ・委託先における水質汚染事故等に対応する緊急マニュアル作成状況のチェック

(4) 関係者との連携

ア 行政機関との連携

秋田県生活環境部生活衛生課、保健所等、関連行政機関との連絡を密にし、法令の改正、通知等への対応を迅速に行えるようにします。

イ 近隣市町村との連携

水質管理についての情報交換、非常時の相互協力体制等について一層充実させていきます。

ウ 水質検査の委託先である分析機関との連携

水質検査に関する専門知識を有する分析機関から得るものは大きく、日常的な連携のみならず、非常時の検査等に即時対応できるような体制を整えていきます。

表-1-1 八森地区簡易水道原水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	50	230	70	84	45
大腸菌	-	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	—	—	—	—	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	0.03	0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	7.9	7.3	7.9	7.9	6.4
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	10.2	9.2	10.6	10.6	11.0
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	29.7	29.3	28.7	32.2	22.9
蒸発残留物	mg/l	77	68	84	83	92
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.3	0.6	0.4	0.3	0.3
pH値	-	7.3	7.1	7.0	7.2	7.2
味	-	—	—	—	—	—
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	0.9	2.0	0.8	0.9	0.9
濁度	度	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2

表-1-2 観海地区簡易水道原水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	300	2300	680	480	280
大腸菌	-	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	—	—	—	—	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	9.6	9.4	9.3	9.3	7.3
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	11.4	11.0	11.1	10.8	11.0
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	35.5	33.0	33.1	33.4	26.5
蒸発残留物	mg/l	91	84	87	80	111
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.5	0.7	0.6	0.4	0.6
pH値	-	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4
味	-	—	—	—	—	—
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	2.3	2.6	1.4	1.5	1.8
濁度	度	1.3	0.5	0.3	0.3	0.3

※平成27年度以降、湧水原水が廃止され、真瀬原水（表流水）のみの供給に変更となっているため、平成27年度以降のデータを表記している。

表-1-3 岩館地区簡易水道原水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	490	410	130	530	210
大腸菌	-	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.4	0.5	0.3	0.5	0.4
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	—	—	—	—	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.03	<0.02	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	0.04	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	13	10	12	12	9.8
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	18.3	13.7	16.5	17.1	17.8
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	53.6	34.9	40.6	45.0	37.7
蒸発残留物	mg/l	108	75	107	95	127
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.7	1.4	0.6	0.4	0.5
pH値	-	7.9	7.5	7.6	7.6	7.5
味	-	—	—	—	—	—
臭気	-	青草臭	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	2.3	5.5	1.3	1.1	1.9
濁度	度	1.1	0.8	0.3	0.2	<0.5

表-1-4 埜地区簡易水道原水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	75	4	4	2	440
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	—	—	—	—	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.04	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	6.9	6.8	7.0	7.0	5.7
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	10.9	11.0	11.6	11.6	12.0
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	28.1	26.6	27.6	27.9	22.8
蒸発残留物	mg/l	68	58	72	56	94
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3
pH値	-	7.4	7.5	7.0	6.9	7.2
味	-	—	—	—	—	—
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

表-1-5 沢目地区簡易水道原水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	91	480	37	120	140
大腸菌	-	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	—	—	—	—	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.03	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	8.9	8.6	8.9	8.9	7.2
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	11.5	11.5	12.1	11.9	12.5
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	25.5	24.2	25.2	23.7	20.5
蒸発残留物	mg/l	71	72	85	66	108
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	<0.3	<0.5	<0.4	<0.3	0.3
pH値	-	7.3	7.6	7.2	7.3	7.1
味	-	—	—	—	—	—
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	0.5	1.4	0.6	0.8	0.8
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

表-2-1 八森地区簡易水道浄水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	2	2	0	0	1
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	0.08	0.08	0.06	0.06	0.09
クロロ酢酸	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	mg/l	0.002	0.003	0.002	0.004	0.005
ジクロロ酢酸	mg/l	<0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
ジブロモクロロメタン	mg/l	0.011	0.008	0.007	0.017	0.005
臭素酸	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	mg/l	0.023	0.019	0.018	0.034	0.015
トリクロロ酢酸	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.004
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.006	0.006	0.005	0.009	0.005
ブロモホルム	mg/l	0.005	0.003	0.004	0.004	0.002
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	0.03
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	0.02	0.03	0.01	0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	9.0	7.8	7.9	8.1	6.6
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	13.5	12.5	11.2	12.7	12.4
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	35.2	30.3	28.9	34.7	26.2
蒸発残留物	mg/l	91	80	90	83	90
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.3	0.3	0.5	0.4	0.5
pH値	-	7.5	7.5	7.3	7.4	7.4
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6
濁度	度	0.3	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

表-2-2 観海地区簡易水道浄水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	0	2	0	1	1
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	0.10	0.09	0.08	0.12	0.10
クロロ酢酸	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	mg/l	0.002	0.001	0.002	0.002	<0.001
ジクロロ酢酸	mg/l	0.004	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ジブロモクロロメタン	mg/l	0.007	0.005	0.007	0.008	0.004
臭素酸	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	mg/l	0.016	0.012	0.023	0.017	0.010
トリクロロ酢酸	mg/l	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
ブロモホルム	mg/l	0.002	0.002	0.01	0.003	0.002
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.11	0.02	0.04	0.03	0.08
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	11	13	12	14	11
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	16.4	19.5	14.3	17.6	20.6
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	35.7	36.9	32.7	34.5	26.9
蒸発残留物	mg/l	94	85	107	100	113
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.4	0.6	0.4	0.5	0.5
pH値	-	7.6	8.5	8.4	7.7	7.5
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.3	<0.2

表-2-3 岩館地区簡易水道浄水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	72	5	1	5	2
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.3	0.3	0.4	0.5	0.3
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	0.12	0.11	0.14	0.10	0.09
クロロ酢酸	mg/l	0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.002
クロロホルム	mg/l	0.002	0.002	0.005	0.005	0.005
ジクロロ酢酸	mg/l	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003
ジプロモクロロメタン	mg/l	0.006	0.009	0.01	0.024	0.013
臭素酸	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	mg/l	0.013	0.020	0.028	0.050	0.026
トリクロロ酢酸	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.004	0.005	0.009	0.015	0.007
ブロモホルム	mg/l	0.006	0.006	0.004	0.006	0.004
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.04	<0.02	0.05
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	13	12	12	12	10
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	20.3	23.1	18.2	19.8	25.7
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	55.9	43.3	44.3	45.0	39.3
蒸発残留物	mg/l	106	93	119	102	126
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	0.6	0.7	0.8	0.6	0.8
pH値	-	8.2	8.2	7.9	7.9	7.7
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	0.8	1.1	0.9	1.8	1.2
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

表-2-4 埜地区簡易水道浄水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	1	2	3	2	1
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	0.22	0.20	0.12	0.18	0.34
クロロ酢酸	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロ酢酸	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ジブロモクロロメタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.003	0.003
臭素酸	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	mg/l	0.002	<0.001	<0.01	<0.01	<0.001
トリクロロ酢酸	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ブロモジクロロメタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ブロモホルム	mg/l	0.002	<0.001	<0.007	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	7.0	7.2	7.3	7.4	6.0
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	11.7	11.6	12.0	12.3	12.8
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	29.4	28.2	28.7	30.2	27.2
蒸発残留物	mg/l	72	66	75	76	97
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.4
pH値	-	7.6	7.5	7.6	7.5	7.3
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

表-2-5 沢目地区簡易水道浄水

検査項目	単位	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
一般細菌	個/ml	1	1	0	1	0
大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物	mg/l	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
セレン及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/l	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ヒ素及びその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002
亜硝酸態窒素	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3
フッ素及びその化合物	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
ホウ素及びその化合物	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸	mg/l	0.11	0.09	0.08	0.09	0.13
クロロ酢酸	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム	mg/l	0.003	<0.001	<0.001	0.003	0.003
ジクロロ酢酸	mg/l	0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ジブロモクロロメタン	mg/l	0.013	0.010	0.010	0.020	0.009
臭素酸	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン	mg/l	0.029	0.018	0.019	0.037	0.017
トリクロロ酢酸	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
ブロモジクロロメタン	mg/l	0.008	0.004	0.004	0.008	0.005
ブロモホルム	mg/l	0.005	0.005	0.004	0.006	0.004
ホルムアルデヒド	mg/l	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
アルミニウム及びその化合物	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
鉄及びその化合物	mg/l	<0.03	<0.03	<0.05	<0.03	<0.03
銅及びその化合物	mg/l	0.06	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ナトリウム及びその化合物	mg/l	9.2	9.1	9.1	9.2	7.4
マンガン及びその化合物	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
塩化物イオン	mg/l	12.6	13.7	12.6	14.0	13.5
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg/l	25.5	25.4	25.7	26.9	24.6
蒸発残留物	mg/l	89	71	98	86	103
陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジェオスミン	mg/l	—	—	—	—	—
2-メチルイソボルネオール	mg/l	—	—	—	—	—
非イオン界面活性剤	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
フェノール類	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	mg/l	<0.3	<0.3	<0.3	<0.5	0.4
pH値	-	7.7	7.7	7.7	7.6	7.2
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	度	0.8	<0.5	<0.5	<0.6	0.6
濁度	度	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

別添－1 定期検査項目と検査頻度及びその省略の可否

番号	定期検査項目	採水場所	検査頻度	検査回数	省略の可否
基1	一般細菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基2	大腸菌	給水栓	おおむね月1回以上	不可	不可
基3	カドミウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基4	水銀及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基5	セレン及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基6	鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基7	ヒ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基8	六価クロム化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基9	亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	不可
基12	フッ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基13	ホウ素及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3) 海水を原水とする場合は不可
基14	四塩化炭素	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基15	1,4-ジオキサン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基17	ジクロロメタン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基18	テトラクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基19	トリクロロエチレン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基20	ベンゼン	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注6)
基21	塩素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基22	クロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基23	クロロホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基24	ジクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基25	ジブロモクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基26	臭素酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	(注3) 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
基27	総トリハロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基28	トリクロロ酢酸	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基29	ブロモジクロロメタン	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基30	ブロモホルム	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基31	ホルムアルデヒド	給水栓	おおむね3月に1回以上	不可	不可
基32	亜鉛及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基33	アルミニウム及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基34	鉄及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基35	銅及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注4)
基36	ナトリウム及びその化合物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基37	マンガン及びその化合物	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基38	塩化物イオン	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基40	蒸発残留物	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基41	陰イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基42	ジェオスミン	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基43	2-メチルイソボルネオール	給水栓	原因藻類発生時期に月に1回以上	不可	(注7)
基44	非イオン界面活性剤	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基45	フェノール類	浄水施設出口可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	(注3)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基47	pH値	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基48	味	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基49	臭気	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基50	色度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
基51	濁度	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	不可
毎1	色	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎2	濁り	給水栓	1日1回以上	不可	不可
毎3	消毒の残留効果	給水栓	1日1回以上	不可	不可

(注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認される場合は、給水栓のほか、浄水施設出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所で採水することができる。

(注2) 原水の水质が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注3) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注4) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注5) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね年3月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

(注6) 過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

(注7) 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。

別添－２ 水質管理目標設定項目

水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目です。

項目	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L 以下
4	削除	削除
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
6	削除	削除
7	削除	削除
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下
11	削除	削除
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下（暫定）
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下（暫定）
15	農薬類（別紙参照）	検出値と目標値の比の和として、1 以下
16	残留塩素	1mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
19	遊離炭酸	20mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L 以下
23	臭気強度（TON）	3 以下
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
25	濁度	1 度以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
28	従属栄養細菌	1 mL 中 2000 集落以下（暫定）
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下

別添－３ 水質管理目標設定項目の対象農薬

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) ※1	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.03
4	EPN※2	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニロホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン※2	殺虫剤	0.008
13	イソフェンホス※2	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.3
16	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
17	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
18	インダノファン	除草剤	0.009
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03
20	エディフェンホス (エジフェンホス、EDDP)	殺菌剤	0.006
21	エトフェンブロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エトリジアゾール (エクロメゾール)	殺菌剤	0.004
23	エンドスルファン (ベンゾエビン) ※3	殺虫剤	0.01
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
26	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006
28	カフェンストール	殺虫剤、除草剤	0.008
29	カルタップ※4	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.3
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05
31	カルプロバミド	殺虫剤、殺菌剤	0.04
32	カルボフラン	代謝物	0.005
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
34	キャプタン	殺菌剤	0.3
35	クミルロン	除草剤	0.03
36	グリホサート※5	除草剤	2
37	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02
38	クロメプロップ	除草剤	0.02
39	クロルニトロフェン (CNP) ※6	除草剤	0.0001
40	クロルピリホス※2	殺虫剤	0.003
41	クロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
42	シアナジン	除草剤	0.004
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
46	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
47	ジクワット	除草剤	0.005
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03
50	ジチオカルバメート系農薬※7	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)
51	ジチオピル	除草剤	0.009
52	シハロホップブチル	除草剤	0.006
53	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
54	ジメタメトリン	除草剤	0.02
55	ジメトエート	殺虫剤	0.05
56	シメトリン	除草剤	0.03

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
57	ジメピペレート	除草剤	0.003
58	ダイアジノン ^{※2}	殺虫剤、殺菌剤	0.003
59	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8
60	ダズメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート ^{※8}	殺菌剤	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)
61	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
62	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
64	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
65	チオベンカルブ	除草剤	0.02
66	テフリルトリオン	除草剤	0.002
67	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02
68	トリクロピル	除草剤	0.006
69	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005
70	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1
71	トリフルラリン	除草剤	0.06
72	ナプロパミド	除草剤	0.03
73	パラコート	除草剤	0.005
74	ピペロホス	除草剤	0.0009
75	ピラクロニル	除草剤	0.01
76	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
77	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
79	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
80	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
82	フェントロチオン (MEP) ^{※2}	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01
83	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
84	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
85	フェンチオン (MPP) ^{※9}	殺虫剤	0.006
86	フェントエート (PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
87	フェントラザミド	除草剤	0.01
88	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
89	ブタクロール	除草剤	0.03
90	ブタミホス ^{※2}	除草剤	0.02
91	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
92	フルアジナム	殺菌剤	0.03
93	プレチラクロール	除草剤	0.05
94	プロシミドン	殺菌剤	0.09
95	プロチオホス	殺虫剤	0.004
96	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05
97	プロビザミド	除草剤	0.05
98	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05
99	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
100	ベノミル ^{※10}	殺菌剤	0.02
101	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
102	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09
103	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
104	ベンタゾン	除草剤	0.2
105	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3
106	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.04
107	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01
108	ベンフレセート	除草剤	0.07
109	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
110	マラチオン (マラソン) ^{※2}	殺虫剤	0.7
111	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05
112	メソミル	殺虫剤	0.03
113	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.06

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
114	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004
115	メチルダイムロン	除草剤	0.03
116	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
117	メトリブジン	除草剤	0.03
118	メフェナセツト	除草剤	0.02
119	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
120	モリネート	除草剤	0.005

- ※1 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- ※2 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※3 エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※4 カルタップの濃度は、ネライストキシシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- ※5 グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※6 クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※7 ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- ※8 ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- ※9 フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物である MPP スルホキシド、MPP スルホン、MPP オキシソン、MPP オキシソンスルホキシド及び MPP オキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- ※10 ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。